

## 5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

### (1) 子どもの健康・医療の確保

- **子ども家庭総合研究の推進** 1, 427百万円  
乳幼児の障害の予防、母性並びに乳幼児の健康の保持増進や児童の健全育成等に関する総合的な研究を行うとともに、国民的関心の非常に高い小児医療や児童虐待などの社会的課題及び健やかな子どもの心身の育ちを支援するための研究を行う。  
また、小児疾患について根拠に基づく医療を推進し、効果的な保健医療技術確立するため、倫理性、科学性及び安全性に留意した質の高い臨床研究等を行うとともに、根拠に基づく医療の推進に不可欠な人材の育成を行う。
- **「食育」等の推進** 60百万円  
食を通じた子どもの健全育成をねらいとした地域における食育に関する先駆的事業の推進を図るとともに、乳幼児栄養調査などを実施する。

### (2) 小児慢性特定疾患対策の推進 12, 843百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

### (3) 周産期医療体制の充実

- **周産期医療ネットワークの整備** 175百万円  
母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保する。
- **総合周産期母子医療センター運営費の拡充** 779百万円  
高次の周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターの安定的な運営に資するため、運営費について支援する。  
33か所 → 37か所

### (4) 不妊治療に対する支援 2, 674百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

## 6 母子家庭等自立支援対策の推進

### (1) 母子家庭等の自立のための就業支援

- (新) ○ **母子家庭の母等に対する職業訓練機会の拡大** **657百万円**  
就労経験がない又は就労経験が乏しい母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等を利用した幅広い職業訓練を実施し、職業能力開発の機会・効果を向上させ、母子家庭の就業支援を推進する。
- **母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進** **832百万円**  
母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図る。

### (2) 母子家庭等の子育てと生活の支援の推進 **2,750百万円**

- ・子育てと生活支援策として日常生活事業等の着実な推進を図る。
- ・母子生活支援施設における支援の推進
- ・小規模分園型母子生活支援施設の整備（事項要求）

### (3) 自立を促進するための経済的支援

- **母子寡婦福祉貸付金の充実** **5,110百万円**  
技能習得資金の据置期間の延長等、母の就業に係る貸付金の改善及び就学支度資金の貸付限度額の引上げにより、母子寡婦福祉貸付金の充実を図る。
- **児童扶養手当** **319,741百万円**  
平成16年の消費者物価の下落分（マイナス0.2%）の児童扶養手当額の改定を行う。  
(平成17年4月実施)

## 7 施設の運営の充実

- 保育所の受入れ児童数の拡大（再掲）
- 事務職員雇上費加算の対象施設の拡大（10月実施）  
特別保育事業等実施保育所 定員61人以上 → 46人以上
- 児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進（再掲）
- 施設の小規模化の推進（再掲）
- 入所児童処遇費の改善  
里親手当、就職支度費等の改善
- 里親支援の推進（再掲）
- DV被害者一時保護委託費の人身取引被害者への対象拡大（再掲）

## 新エンゼルプランに代わる新たなプラン (新新エンゼルプラン) の策定

- 少子化社会対策大綱に基づき、28項目の具体的な行動を踏まえた具体的実施計画として、新新エンゼルプランを本年中に策定。
- 新たなプランにおいては、現在、地方公共団体や企業において行動計画を策定していることも踏まえ、働き方の見直し等の分野も含め、社会全体で今後5年間で達成すべき目標等について検討。

【保育・子育て支援事業等、特に計画的な整備を必要とする事業に関する概算要求の状況】

事 項 (○印は、新エンゼルプランで 目標値を掲げている事項)	16年度予算	17年度要求	(参考) 新APIにおける 16年度目標値
● 就学前の児童の教育・保育の充実			
○保育所受入れ児童数の拡大	207万人 (うち低年齢児 70.4万人)	212万人	低年齢児 68万人
○延長保育の推進	13,100か所	14,000か所	10,000か所
○一時・特定保育の推進	5,000か所(*1)	7,500か所	3,000か所
○休日・夜間保育の推進	750か所(*2)	820か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	500市町村	550か所	500市町村
○多機能保育所等の整備	268か所増 総計2,180か所	200か所増	計2,000か所
● 放課後対策の充実			
○放課後児童クラブの推進	12,400か所	13,300か所	11,500か所
● 地域における子育て支援の充実			
・つどいの広場事業の推進	500か所	1,000か所	—
○地域子育て支援センターの整備	3,000か所	3,300か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	385か所	395か所	180か所
● 児童虐待防止対策の推進			
・育児支援家庭訪問事業の推進	957市町村	957市町村	—
・児童家庭支援センター	60か所	68か所	—
・子育て短期支援事業	46万人	46万人	—
・小規模グループケアの推進	527か所	623か所	—
・自立援助ホーム	40か所	44か所	—
・情緒障害児短期治療施設	20都道府県	25都道府県	—
● 小児医療体制、周産期医療体制の充実			
○小児救急医療支援の推進	300地区	300地区	(13年度) 360地区
○周産期医療ネットワークの整備	28都道府県(*3)	34都道府県	47都道府県

(注) 1. (\*1) 一時保育のみのか所数、(\*2) 休日保育のみのか所数、(\*3) 16年度実績見込み

2. 現行の新エンゼルプランに代わる新たな目標値については、今後、市町村行動計画の数値目標等も踏まえて設定する予定。

# 公正かつ多様な働き方の実現

《 2, 126百万円 → 2, 036百万円 》

## 1 多様な働き方を選択できる環境整備

### (1) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 493百万円

企業におけるパートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇を進めるため、均衡処遇の確保に向けた先駆的な取組を行おうとする事業主に対し、均衡処遇に向けた相談等を行うコンサルタントの派遣を拡大する。

### (2) 在宅就業対策の推進 68百万円

在宅就業者を支援するため、eラーニングによる能力開発の修了段階における知識・技術の到達度や仕事の適性等を自己確認できるような能力評価システムを開発するとともに、各種情報提供、相談援助を行う。

### (3) 多様就業型ワークシェアリングの普及促進 208百万円

多様な働き方の選択肢を拡大するため、短時間正社員制度等の導入に向けたモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。

《 1, 524百万円 → 1, 454百万円 》

## 2 男女雇用機会均等確保対策の推進

### (1) 実質的な均等取扱いを確保するための積極的な行政指導の展開及び均等施策の更なる推進に向けた検討 334百万円

男女雇用機会均等法の適正な施行に努めるとともに、いわゆる「コース別雇用管理」制度の適正な運用に向けた周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。

また、男女雇用機会均等政策研究会報告を受け、男女双方に対する差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題への対応等、均等施策の更なる推進に向けた検討を行う。

**(2) ポジティブ・アクションの促進**

**790百万円**

個々の企業がポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）を推進するための目標を設定する際に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることができるものさしとなる値）の提供や企業における取組の具体的なノウハウを提供するセミナー等を開催するとともに、経営者団体と連携して協議会を開催すること等により、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

# 平成17年度 厚生労働省予算概算要求総括表

## 【一般会計】

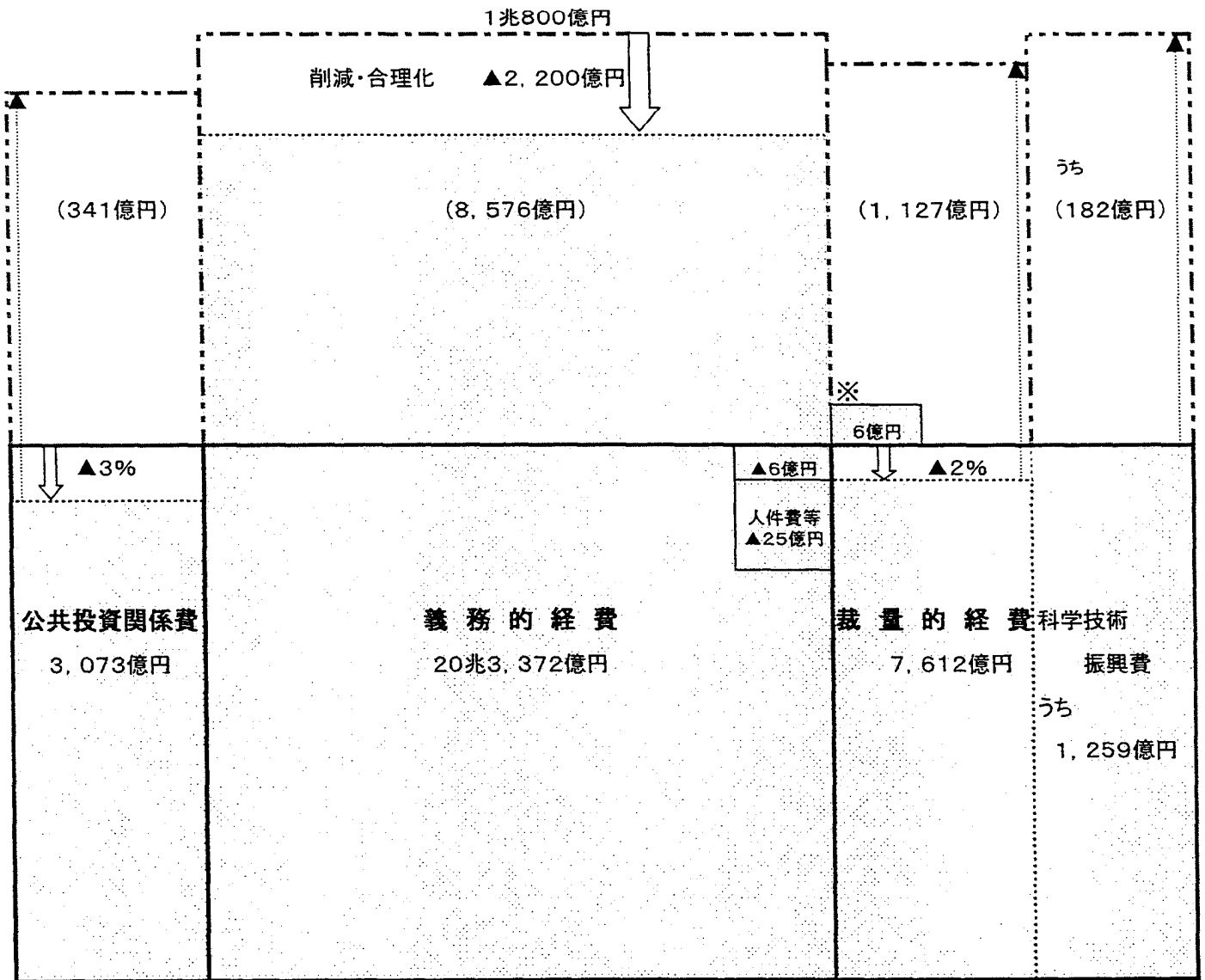
(単位:億円)

区 分	平成16年度 予 算 額 (A)	平成17年度 要求・要望額 (B)	増▲減額 (B)-(A)
一 般 会 計	201,910	214,768	12,858
・ 公 共 投 資 関 係 費	2,731	3,073	341
・ 義 務 的 経 費	192,582	203,372	10,791
・ 裁 量 的 経 費	6,486	7,612	1,127
・ 改革推進公共投資事業償還時 補助等	111	710	599

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

○要求・要望の概要

平成17年度要求・要望総額  
21兆4,768億円



○義務的経費については、概算要求基準額の範囲内に収めるための方策について、予算編成過程において引き続き検討する。

○予算編成過程で検討

1. 公債特例法後の年金事務費の取扱い
2. 無年金障害者の給付金制度に要する経費の取扱い

※ 独立行政法人となる人件費等(6億円)については、義務的経費から裁量的経費に移して要望。

注1 このほか、改革推進公共投資事業償還時補助等として710億円を要求。

注2 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。



## 【特別会計】

(単位:億円)

区 分	平成16年度 予 算 額 (A)	平成17年度 要求・要望額 (B)	増▲減額 (B)－(A)
特 別 会 計	702,860	727,396	24,536
厚生保険特別会計	429,407	440,887	11,479
船員保険特別会計	724	660	▲ 65
国民年金特別会計	228,761	241,663	12,902
労働保険特別会計	42,518	42,507	▲ 12
国立高度専門医療センター 特別会計	1,448	1,679	231

(注)

1. 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。  
ただし、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計においては、年金資金運用基金の財政融資資金へ借入金の繰上一括償還にかかる4兆6,999億円を除いたものである。また、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
2. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。